

甘楽町地球温暖化対策実行計画

(事務事業編)

令和 6 年 3 月

甘 楽 町

■目次

第1章 地球温暖化問題	1
1. 地球温暖化問題.....	1
2. 地球温暖化対策を巡る国際的な動向.....	1
3. 地球温暖化対策を巡る国内の動向.....	1
第2章 計画の基本的事項	3
1. 目的.....	3
2. 対象とする範囲.....	3
3. 対象とする温室効果ガス.....	3
4. 対象とする活動.....	4
5. 計画期間.....	4
6. 本計画の位置付け.....	4
第3章 温室効果ガスの排出状況及び削減目標	5
1. 温室効果ガスの排出量の算定方法.....	5
2. 燃料等の使用実績.....	5
3. 温室効果ガスの排出量実績.....	5
4. 温室効果ガスの排出量削減目標.....	6
第4章 目標達成に向けた取り組み	7
1. 取り組みの基本方針.....	7
2. 具体的な取り組み内容.....	7
第5章 計画推進と点検・評価	9
1. 推進体制.....	9
2. 点検・評価・見直し体制.....	10
3. 職員に対する取り組み斡旋.....	10
4. 公表.....	10
別記1（参考資料）	11

第1章 地球温暖化問題

1. 地球温暖化問題

地球温暖化とは、人間の活動により大気中の温室効果ガス^{※1}の濃度が増加し、増加した温室効果ガスによって太陽からの日射や地表面から放熱する熱の一部が吸収されることで、地球全体で平均気温が上昇する現象です。温室効果ガスを代表する二酸化炭素は石油や石炭、天然ガスなどの化石燃料を燃やすことで多く発生します。産業革命以後、排出される量が増加し、地球温暖化の影響が顕在化しています。

地球規模で気温が上昇すると、海水の膨張や氷河の融解などにより海面が上昇し、近年では、世界各地で洪水、森林火災、干ばつなどの被害が増大しています。

このように地球温暖化は、人類の社会・経済・生活環境に影響を与えるのみならず、地球上のあらゆる動植物に大きな被害を及ぼすことが懸念され、最も重要な環境問題の一つとされています。そのため、国際的な枠組みにおいて、温室効果ガスの削減に向けた議論が重ねられ、取り組みが進められています。

2. 地球温暖化対策を巡る国際的な動向

フランス・パリにおいて、COP21^{※2}が開催され、京都議定書以来 18 年ぶりの新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となるパリ協定^{※4}が採択されました。

パリ協定は、国際条約として初めて「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて 2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」や「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」を掲げています。

2018 年に公表された IPCC「1.5℃特別報告書」により世界全体の平均気温の上昇を 2℃より十分下回り、CO2 排出量を 2050 年頃に正味ゼロ^{※6}とすることが必要とされています。

この報告書を受け、世界各国で、2050 年までのカーボンニュートラル^{※7}を目標として掲げる動きが広がりました。

3. 地球温暖化対策を巡る国内の動向

2020 年 10 月、我が国は、2050 年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする 2050 年カーボンニュートラル脱炭素社会^{※8}の実現を目指すことを宣言しました。

温室効果ガス排出削減目標を 2030 年度までに 50%削減（2013 年度比）、その目標達成に向け、太陽光発電の導入、建築物の Z E B 化^{※9}、低炭素型自動車^{※10}の導入、LED 照明の導入、再生可能エネルギー^{※11}電力調達等について、行政自らが率先して実行する方針が示されました。

地球温暖化対策計画（令和 3 年 10 月 22 日 閣議決定）では、都道府県及び市町村が策定及び見直し等を行う地方公共団体実行計画の策定率を 2025 年度までに 95%、2030 年度までに 100%とすることを目指すとしています。

表1 地球温暖化対策計画における2030年度温室効果ガス排出削減量の目標

温室効果ガス排出量・吸収量 (単位：億t-CO2)		2013 排出実績	2030 排出量	削減率	従来目標
		14.08	7.60	▲46%	▲26%
エネルギー起源 CO2		12.35	6.77	▲45%	▲25%
部門別	産業	4.63	2.89	▲38%	▲7%
	業務その他	2.38	1.16	▲51%	▲40%
	家庭	2.08	0.70	▲66%	▲39%
	運輸	2.24	1.46	▲35%	▲27%
	エネルギー転換	1.06	0.56	▲47%	▲27%
非エネルギー起源 CO2、メタン、N2O		1.34	1.15	▲14%	▲8%
HFC等4ガス（フロン類）		0.39	0.22	▲44%	▲25%
吸収源		-	▲0.48	-	(▲0.37 億 t-CO2)
※12 二国間クレジット制度（JCM）		官民連携で2030年度までの累積で1億t-CO2程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のために適切にカウントする。 ※13			-

出典：環境省（2021）「地球温暖化対策計画」

<<https://www.env.go.jp/earth/ondanka/keikaku/211022.html>>

■用語解説

- ※1 温室効果ガス : 地球の表面や大気、雲で特定の波長の放射線を吸収したり、放出することで温室効果を引き起こすガス
「対象となる温室効果ガス（地球温暖化対策推進法第2条第3項に掲げる物質）」
二酸化炭素（CO2）、メタン（CH4）、一酸化二窒素（N2O）、
ハイドロフルオロカーボン類（HFCs）、パーフルオロカーボン類（PFCS）、
六フッ化硫黄（SF6）、三フッ化窒素（NF3）の7物質
- ※2 COP : Conference of the Parties の略。198 カ国・機関が参加する気候変動に関する最大の国際会議
- ※3 京都議定書 : 1997年に京都市で開かれたCOP3で採択された国際約束
先進国の各国が二酸化炭素など温室効果ガスを将来どのくらい削減するかが決められた
- ※4 パリ協定 : 気候変動に関する初の法的拘束力のある国際的な条約
- ※5 IPCC : Intergovernmental Panel on Climate Change の略。気候変動に関する政府間パネル
- ※6 正味ゼロしょうみ : 温室効果ガスの排出量から吸収量や除去量を差し引いた合計をゼロとすること
- ※7 カーボンニュートラル : 温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させること
- ※8 脱炭素社会 : 地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出量実質ゼロを実現する社会
- ※9 建築物のZEB化 : Net Zero Energy Building の略。快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一元エネルギーの収支をゼロにすることを目的とした建物
- ※10 低炭素型自動車 : 二酸化炭素の排出量が少ない車
- ※11 再生可能エネルギー : 太陽光、風力、バイオマスなど自然界に常にあり、繰り返し使うことができるエネルギー
- ※12 二国間クレジット制度（JCM） : Joint Crediting Mechanism の略。途上国と協力して温室効果ガスの削減に取組み、削減の成果を両国で分け合う制度
- ※13 NDC : Nationally Determined Contribution の略。国が決定する貢献

第2章 計画の基本的事項

1. 目的

甘楽町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（以下「本計画」という。）は、地球温暖化対策推進法（以下「同法」という。）第21条第1項に基づき、町が実施している事務及び事業に関し、省エネルギー、省資源、廃棄物の減量化などの取り組みを推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的として策定するものです。

【地球温暖化対策推進法（抜粋）】

(地方公共団体実行計画等)

第21条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 計画期間
- (2) 地方公共団体実行計画の目標
- (3) 実施しようとする措置の内容
- (4) その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

13 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、単独で又は共同して、これを公表しなければならない。

15 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、毎年1回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。

2. 対象とする範囲

本計画の対象範囲は、別記1に示す本町に有する施設の事務及び事業とします。庁舎のみならず、図書館・文化施設、小・中学校など本町が直接管理する施設が対象となります。

なお、指定管理者に管理委託した施設における事務及び事業は本計画の対象外とします。

3. 対象とする温室効果ガス

本計画で対象とする温室効果ガスは、同法第2条第3項に掲げる7種類の物質のうち、本町の事務及び事業によって排出される温室効果ガスの二酸化炭素（CO₂）を対象とします。

4. 対象とする活動

本計画の目標設定の対象となる活動は、表 2 に示すとおりです。

二酸化炭素（CO2）の発生に関するこれらの活動について、把握・削減に取り組みます。

表 2 対象となる主な活動

電気の使用、燃料の使用

5. 計画期間

本計画は、令和 6（2024）年度を初年度、令和 12（2030）年度を目標年度とします。

目標設定にかかる基準年度は平成 30（2018）年度とします。

なお、令和 9（2027）年度を中間年度とし、関係制度や社会情勢の変化に応じて数値目標や施策への達成度及び各取り組みの進捗状況を踏まえ見直しを行います。

表 3 計画期間のイメージ

項目	年度							
	平成 30 2018	令和 5 2023	令和 6 2024	...	令和 9 2027	...	令和 12 2030	
期間中の事項	基準 年度	計画 策定	計画 開始		計画 見直し		目標 年度	
計画期間			→					

6. 本計画の位置付け

本計画は、国や群馬県の上位計画と連携し、甘楽町第 6 次総合計画などと整合を図り策定するものです。

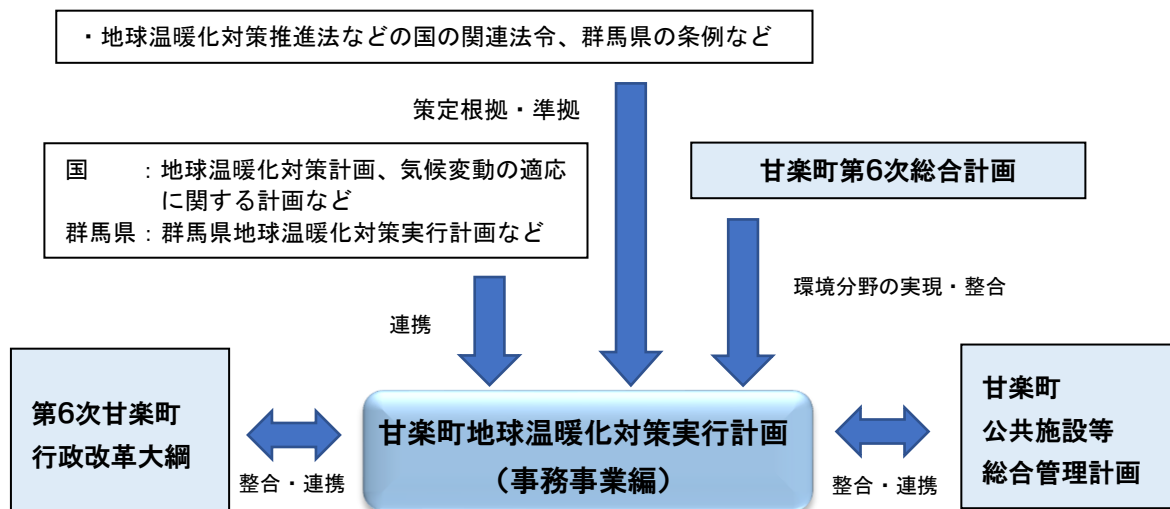


図 1 本計画の位置づけ

第3章 温室効果ガスの排出状況及び削減目標

1. 温室効果ガスの排出量の算定方法

国が示す「温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン」に従い、本町のエネルギー使用量を集計し、次の数式により算出します。

$$\text{温室効果ガスの排出量} = \text{活動量} \times \text{排出係数} \times \text{地球温暖化係数}$$

エネルギー
使用量

活動量から
温室効果ガス
排出量を算定
する換算値

二酸化炭素を基準に
他の温室効果ガスが
どれだけの温室効果
があるかを示した数

2. 燃料等の使用実績

基準年度である平成 30（2018）年度の本町の事務及び事業に伴う燃料の使用実績は、表 4 に示すとおりです。

表 4 平成 30（2018）年度における燃料の使用実績

対象となる排出活動	区 分	単位	活動量
電気の使用	電気の供給を行う電気事業者	kWh	2,534,324
燃料の使用	ガソリン	ℓ	21,713
	軽油	ℓ	3,735

3. 温室効果ガスの排出量実績

表 4 に示す基準年度である平成 30（2018）年度における本町の事務及び事業に伴う温室効果ガスの排出量は、表 5 に示すとおりです。

総排出量は 1,299,570kg-CO₂ であり、電気の使用に伴うものの割合が大きく、本町の事務及び事業に伴い排出される温室効果ガスの 95.4%に相当しています。

表 5 基準年度における温室効果ガスの排出量

		数量	排出量
電気の使用		2,534,324kwh	1,239,505 kg-CO ₂
燃料の使用	ガソリン	21,713 ℓ	50,410 kg-CO ₂
	軽油	3,735 ℓ	9,655 kg-CO ₂
総排出量			1,299,570 kg-CO ₂

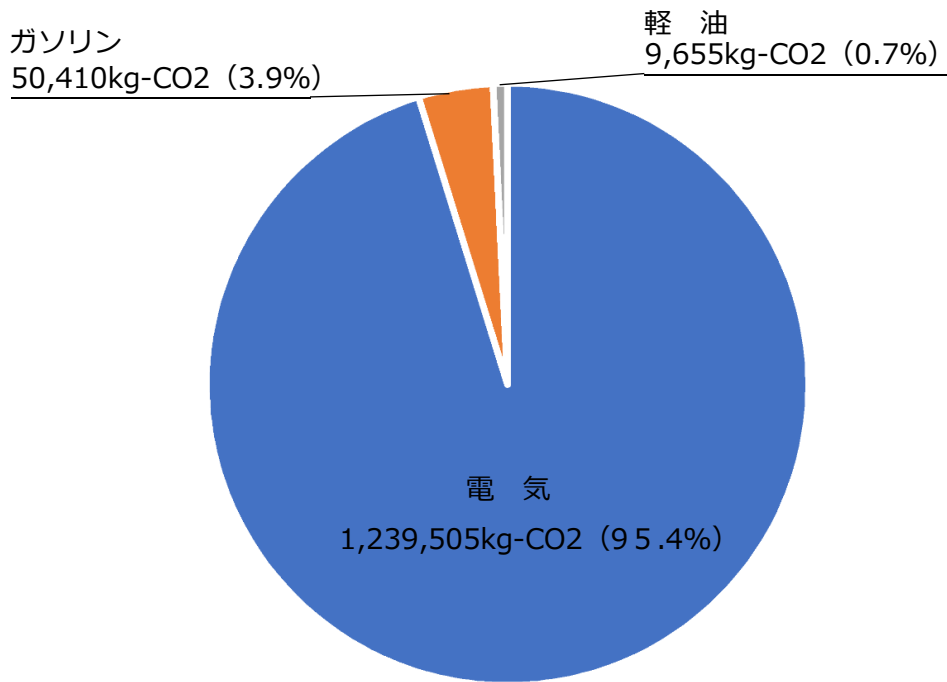


図2 使用燃料種別の「温室効果ガスの排出量」の割合 平成30(2018)年度

4. 温室効果ガスの排出量削減目標

平成30(2018)年度を基準年度として、令和9(2027)年度までに5%、計画最終年度の令和12(2030)年度には10%削減することを目標とします。

表6 温室効果ガスの排出量削減目標

項目	基準年度 (平成30 2018)	計画初年度 (令和6 2024)	中間年度 (令和9 2027)	目標年度 (令和12 2030)
総排出量 (kg-CO2)	1,299,570	1,286,574	1,234,592	1,169,613
目標排出量削減率 (基準年度比)	-	1.0%	5.0%	10.0%

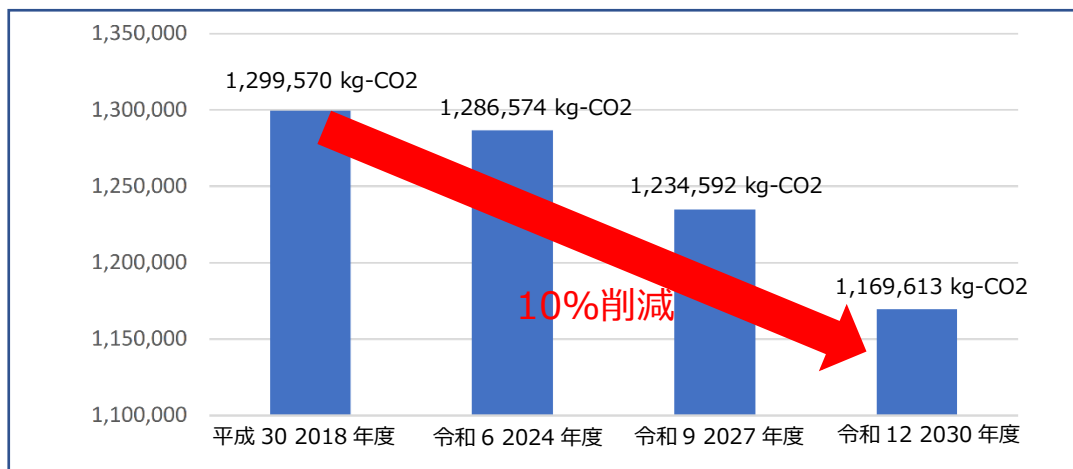


図3 温室効果ガスの総排出量の目標値の推移

第4章 目標達成に向けた取り組み



1. 取り組みの基本方針

温室効果ガスの排出量削減の直接的な行動として、排出要因である電気使用量、ガソリン及び軽油燃料使用量の削減を重点的に取り組みます。さらに、省エネルギー行動の推進やデジタル技術の導入により、温室効果ガスの排出量削減効果がある行動へ転換を図ります。

また、間接的な行動として、ごみの減量化・再資源化に取り組み、日常業務において全職員が省エネルギー行動を徹底・実践し、組織全体で温室効果ガスの排出抑制に取り組みます。

2. 具体的な取り組み内容

電気使用量の削減	<ul style="list-style-type: none">出張及び長時間外出する際は、パソコンの電源を切る。終業時間後の照明機器は必要な箇所のみ点灯し、不要な箇所及び帰庁の際は必ず消灯し、機器類は電源を切る。冷暖房の適切な温度管理を徹底する。緑のカーテンの設置を推進する。ノー残業デーの運用を徹底する。町有施設に太陽光発電設備を最大限導入すると共に、Z E B化を推進する。照明器具類の新設及び更新は、L E D式を導入する。再生可能エネルギー由来の電気を使用する。OA 機器、電化製品、冷暖房器具等の購入にあたっては、省エネルギー製品を選択する。
燃料使用量の削減	<ul style="list-style-type: none">公用車の更新は、低炭素型自動車を積極的に導入する。エコドライブにより公用車の燃費向上につなげる。遠方出張の際は、状況に応じ公共交通機関を活用する。会議等は、リモート化を積極的に活用する。
ごみの減量化・再資源化の推進	<ul style="list-style-type: none">紙類、プラスチック製容器包装類、金属類、ペットボトル、ビン類、缶類等の資源ごみは分別を徹底し、5 R^{※14}を推進し資源化、リサイクル化を行う。会議資料はデジタル式・共有化し、紙の削減を行う。住民へ周知する情報などは広報紙へ集約掲載を行い、チラシ配布は必要最低限に止める。

その他の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・  グリーンマークや  エコマーク等環境に配慮された商品を積極的に購入する。 ・ トイレ・洗面器具類の新設及び更新は、節水式を導入する。 ・ 行政手続等のオンライン化を推進する。
----------	--

■用語解説

※14 5R : ごみを減らすためのリデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）、リフューズ（ごみの元になるものを断る）、リスペクト（大切に長く使う）群馬県循環型社会づくり推進計画において示された5つの行動

第5章 計画推進と点検・評価

1. 推進体制

本計画を推進するために、副町長を委員長とする「甘楽町庁内地球温暖化対策実行委員会」を設けます。また、各課・局に「地球温暖化対策推進責任者」を配置し、庁内全体での取り組みを着実に推進します。

① 甘楽町庁内地球温暖化対策実行委員会

副町長を委員長、教育長を副委員長とし、各課長・局長（地球温暖化対策推進責任者）で構成します。本計画の推進状況の報告を受け、取り組み方針の指示を行います。

また、本計画の改定・見直しに関する協議・決定、必要事項の調査、検討などを行い、本計画の推進に取り組みます。

② 甘楽町庁内地球温暖化対策実行委員会事務局

住民課長を事務局長とし、環境係職員で構成します。事務局は、委員会の運営全般を行います。また、各課・局の実行状況を把握し委員会に報告します。

③ 地球温暖化対策推進責任者

各課・局に1名配置します。基本的に、各課・局長を責任者とします。各課・局においての取り組みを推進し、その状況を事務局に定期的に報告します。

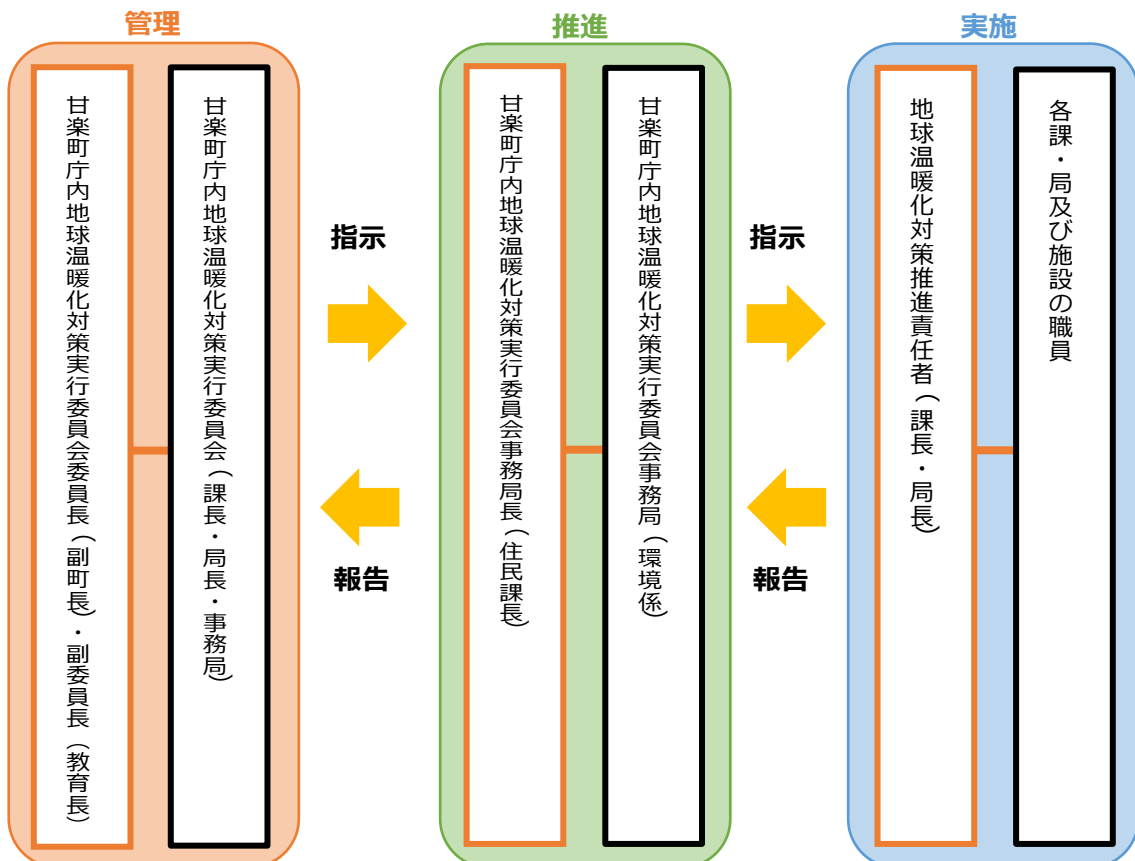


図4 推進体制

2. 点検・評価・見直し体制

温室効果ガスの排出量削減に向けた目標や取り組みについては、Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Act（改善）の4段階を繰り返すことによって定期的に点検・評価・見直しを行い、継続的に改善するよう取り組みます。

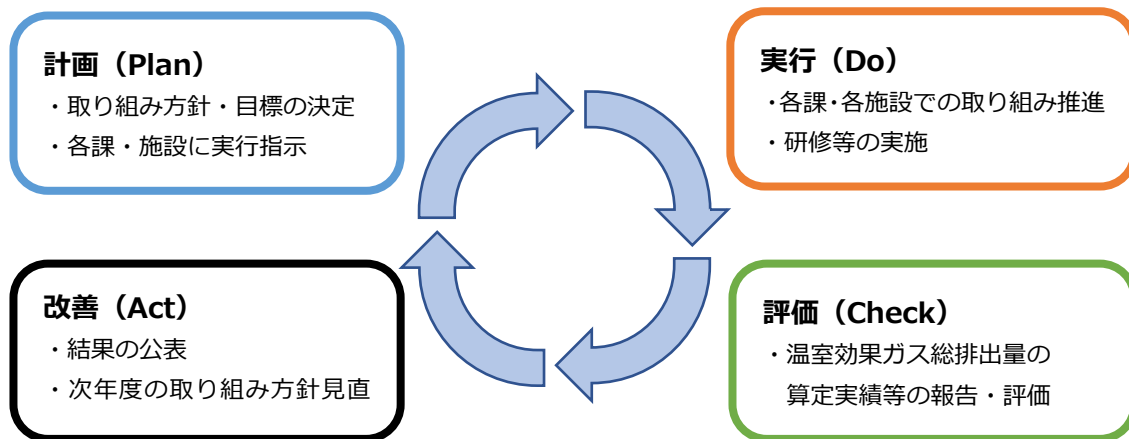


図5 毎年のPDCAイメージ

3. 職員に対する取り組み斡旋

本計画を着実に推進するために、地球温暖化問題に関する情報提供や注意喚起を実施し、職員の取り組みへの意識付けを徹底します。

4. 公表

本計画の進捗状況については、毎年度、町ホームページで公表します。

別記 1 (参考資料)

〔対象施設一覧〕

施設名	所管課
甘楽町役場 本庁舎	総務課
甘楽町役場 西庁舎	
にこにこ甘楽 (甘楽町多世代サポートセンター)	福祉課
甘楽町公民館	教育課
ら・ら・かんら (甘楽町図書館・コミュニティ施設)	
甘楽町体育館	
甘楽町文化会館	
甘楽古代館	
甘楽町出土文化財管理センター	
甘楽町歴史民俗資料館	
長岡今朝吉記念ギャラリー (甘楽町ふるさと伝習館)	
国指定名勝楽山園 (番所・拾九間長屋・凌雲亭)	
旧小幡藩武家屋敷 松浦氏屋敷	
甘楽町立小幡小学校 (校舎・体育館)	
甘楽町立福島小学校 (校舎・体育館)	
甘楽町立新屋小学校 (校舎・体育館)	
甘楽町立甘楽中学校 (校舎・体育館)	
甘楽町防災交流センター	
甘楽町学校給食センター	
秋畑地域交流センター	建設課
甘楽町一般廃棄物最終処分場	住民課
甘楽ふるさと館	産業課
道の駅甘楽	
善慶寺・国峰地区農業集落排水処理施設	水道課
甘楽町轟浄水場	
甘楽町白倉浄水場	

甘楽町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

令和 6 年 3 月 策定

甘 楽 町

〒370-2292

群馬県甘楽郡甘楽町大字小幡 161 番地 1

TEL 0274-74-3131（代表）